

装置等の漏水・凍結・故障

◎漏水について

検針の際にメーターに『漏水マーク』が表示されたときは、検針員からお知らせしますので(不在ときは“漏水の疑いがあり”のお知らせ票を投函します)、早急に配管や器具等の状況や水漏れしていないかを次の内容をご確認ください。

▽いつもより使用水量が多い(料金が高くなった)場合の原因

- ・使用人数の増加(家族の増加・親族の一時帰省・来客が多い等)
- ・洗濯や入浴の回数の増加
- ・季節的な(春から夏にかけて)花壇や畑などへの使用
- ・水回り工事等の実施

上記がない場合は下記を確認

▼宅内の漏水チェック

- ①蛇口のしまりが悪い
- ②トイレを使用していないのに水が流れている
- ③水道管を埋めている付近の壁や地面が濡れている
- ④水を使用していないのにメーターが動いている

④水道メーターによるチェックの方法

宅内外の蛇口をすべて閉め、水道メーター受信器を見る。受信器のパイロットランプ(使用表示)が動いていないか確認する。

パイロットランプが動いていたら、漏水の可能性があります。

宅内漏水チェック①～④のときは、漏水の可能性がありますので、給水装置工事指定業者に修理をご依頼ください。

なお、修理費用は装置の所有者の負担となります。

また、指定業者に依頼したときは、修理の状況や内容を確認しますので建設水道課上下水道班へご連絡ください。

漏水マークとは・・・

漏水時は水が流れ続けることを利用した機能で 24 時間以上の一定期間にメーターが連続して稼働した場合に表示され、漏水の可能性を早期にお知らせする補助的機能。栓の閉め忘れなど人為的による連続稼働の場合もこのマークが表示されるため、全てが漏水によるものとは限りません。

☆冬期間は水道の凍結にご注意ください！！

11 月から 3 月の間は気温が氷点下となり水道管が凍結することがあります。

凍結の修理については、給水装置工事指定業者へご依頼ください。指定業者一覧は[こちら](#)

☆下水道が詰まった！流れない！

便器・流し等の器具や宅地内の排水管の故障や詰まりについては、排水設備工事指定業者へご依頼ください。指定業者一覧は[こちら](#)

道路のマンホール類(丸い鉄フタのもの)に陥没やふたが取れているなどの異常を発見したときは、建設水道課上下水道班へお知らせください。☎0167-45-6982

その他故障の修理は給水、排水工事指定業者へご依頼ください。指定業者一覧は[こちら](#)

なお、アパート・公営住宅等にお住まいの方は所有者、管理者へご依頼ください。

※給水装置の修理や工事などの作業(軽易なものを除く)については、法令等により町の指定を受けた有資格者だけがごできることになっていますので、ご注意ください。

装置の故障等で不明な点があれば建設水道課上下水道班までご連絡ください。